

# 一般社団法人 日本 PMS (末梢磁気刺激) 研究会会員規約

## 1. 当団の主旨・目的

- (1) PMS の啓発と普及。
- (2) PMS の治療技術の研究開発に関する推進と支援。
- (3) PMS の研修と資格制度に基づく技術向上と均てん化。

## 2. 当団の資格と区分

当財団の区分は次の通りに区分され、正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団に関する法律上の社員となる。

- (1) 正会員 : 年会費 2 千円 (医師、医療関係職、研究者)。
- (2) 賛助会員 : 入会金 1 口 10 万円より (上限なし)。
- (3) 理事・監査: 正会員の中から。

## 3. 会員の役割、活動

- (1) 理事は当団の運営に協力し、社員総会での議決権を行使する。
- (2) 正会員は当団に可能な範囲で連携し事業活動に協力する。

## 4. 基金

- (1) 拠出された基金は、当団が解散するまで返還されない。
- (2) 解散時の基金の返済手続きは、当団の定款の規定に従い、精算人において別に定めるものとする。
- (3) 定期的な会費の徴収は年 1 度とする。

## 5. 退会・資格喪失

- (1) 退会は会員の 1 ヶ月前の予告により、退会届の提出をもって任意に退会できる。
- (2) 除名は本規約違反、関連法律違反または除名相当の事由のあった会員は理事会の決定により除名される。
- (3) 資格喪失 (1) (2) と所属企業団体等の解消、辞任、引退及び当団の解散をもって資格を喪失する。
- (4) 会員が資格を喪失しても、既納の基金、金品はこれを返還しない。

## 6. 変更、疑義等

この規約に関する疑義、変更及び紛争解決は理事会で決定される。

令和 4 年 5 月 吉日